

# 広報家畜衛生

平成30年3月5日発行  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225  
家畜保健衛生所ホームページURL  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannoka/ta/sangvo/chikusangvo/2014022000090/>



養蜂農家の皆様へ

## 動物用医薬品の適正使用 に努めましょう！！

抗菌剤は、畜産分野において家畜の病気の治療に使用（動物用医薬品）されるとともに、健全な発育促進のため飼料にも添加（飼料添加物）されています。

家畜への抗菌剤の使用によりその抗菌性物質に感受性を持つ細菌が増殖できない一方、薬剤耐性菌は生き残り、増えることがあります。

薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、食品等を介して人に伝播し、人の治療を困難にすることが懸念されます。

そのため、抗菌剤の慎重使用に取り組むことが重要となってきます。

畜産農家、獣医師等関係者が連携して  
抗菌剤の慎重使用等に努めてください。



## タイラン水溶液について (効能効果にみつばちのアメリカ腐蛆病の予防が追加)

平成29年9月4日付けでタイラン水溶散（エランコジャパン株式会社製造販売）の効能効果にアメリカ腐蛆病の予防が追加されました。

別紙の「アメリカ腐蛆病の予防を目的としてみつばちに使用するタイラン水溶散について」の使用にあたっての注意事項を十分理解し、用法用量の厳守等、動物用医薬品の適正使用をお願いします。

現在、みつばちで使用できる動物用医薬品は、みつばち用アピテン、日農アピスタン、アピパールにタイラン水溶散が追加され4製剤となりました。使用基準をしっかりと守り、問題のない食品（はちみつ）を出荷して下さい。



詳しくは、別紙リーフレットをご参照ください。

### 別紙リーフレット

- アメリカ腐蛆病の予防を目的としてみつばちに使用するタイラン水溶散について
- みつばち用医薬品は使用基準を守り、正しく使いましょう

